

## 千曲市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 平成 31 年 3 月 14 日 午後 2 時 05 分～午後 3 時 15 分  
開催場所 更埴文化会館 学習室  
出席委員 12 名  
欠席委員 2 名  
市職員等 副市長 健康福祉部長 税務課長 国保医療係長  
国保医療係主査

### 会議日程

1. 開会 午後 2 時 05 分

2. あいさつ（会長、副市長）

事務局 <運営協議会規則第 5 条より会議が成立していることを報告>

3. 会議録署名委員指名

朝田いつ子 委員 小河原典子 委員

4. 会議事項

(1) 千曲市国民健康保険税における資産割のあり方について

事務局 <資料により説明>

会 長 国保加入者の内、資産割を負担している世帯はどのくらいですか。

事務局 平成 30 年 4 月 1 日現在ですが、国保世帯 7,955 世帯の中で資産割を負担しているのが 4,813 世帯です。

会 長 資産割を廃止した場合、現在資産割を負担している世帯ではその分の負担が減るが、収入が多い世帯などは国保税が増加することもあるのですか。

事務局 資産割の廃止により減収となる国保税分を、それ以外のどの部分で増加させるかにより、世帯によって負担が増加する場合と減少する場合があります。また、現在資産割をどのくらい負担していただいているかによっても違いが生じます。

会 長 資産割の廃止とそれ以外の部分での増額は、同時に行うのですか。

- 事務局 国保税総額を資産割の廃止前と同等に確保するため、同時に行う必要があります。
- 委員 資料5ページの数字を、3ページの19市の現状に照らし合わせると、かなりの負担となるが、平成30年度で税負担が増えて、また上がるとなると、賛成し難いと感じます。
- 事務局 5ページの数字はあくまで試算であり、資産割廃止による国保税の減収分を、単純に所得割だけでカバーした場合、また、平等割だけでカバーした場合と極端な数字となっています。実際には所得割、平等割、更に均等割の複合的な見直しとなります。仮に5ページの税率に変更したとしても、国保としての税収が増加するものではありません。
- 今回、議会におきましても、国保税が高く、被保険者の生活を逼迫しているが、今後どの様にしていくのかとの質問がありました。国保は保険税が収入に占める割合が高く、全国的に見ますと、既に限界に達していると思われる市町村もあります。財政状況が厳しいのは全国的なものでありますし、財源不足を被保険者の皆様にご負担いただくにも限界がありますことから、更なる公費拡充を国へ求めていく必要もあると考えています。
- 委員 先ほどの資産割を負担されていない皆さんというのは、どういう方なのでしょう。
- 事務局 固定資産をお持ちではない皆様です。アパート等に居住されていて、固定資産を所有されていない方には固定資産税が賦課されていませんので、国保税においても資産割は負担されていません。
- 委員 そうしますと、そういった方にも負担をしてもらうことになるのでしょうか。
- 事務局 減収分をどの様に割り振るかによっては、負担が増える可能性はあります。
- 委員 固定資産を持っていない方の方が、負担が増えるということですね。
- 事務局 その通りです。資産割で負担が減る要素がありませんので、増える可能性があります。一方、資産割を負担していただいている皆さんは、資産割で減る分と、その他で増加する分で相殺される分があります。
- 会長 資産割は廃止するが、絶対額を確保しなければならないため、どこかで負担してもらわなければならないということです。
- 委員 資産割を廃止して、どこで穴埋めをするという具体的なことは、

後日協議会で協議するということですね。それはいつ頃になるのでしょうか。

事務局 平成30年度で税率を改正させていただきました。平成31年度では改正は考えておりませんが、早ければ平成32年度の可能性があります。ただし、基金の残高がありますので、もう少し先延ばしはしたいと考えています。

それから、1度で全廃するのか、2回、3回と段階的に廃止するのかも検討する必要があります。また、負担増ができるだけ一部の方に偏らない様に配慮する必要があります。

これらの検討をする時間を頂きたいと思います。

委員 他の市町村もこの様にされているということですか。

事務局 他市町村でも、今後資産割を減らしていく、また、廃止するところが出てくると思われます。その分、所得割や平等割等が増加していくものと考えています。

委員 被保険者の中には、収入が多い方もいらっしゃると思いますが、そういった方は所得割、平等割を増加した場合にどうなるのでしょうか。

事務局 所得割の税率を上げますと、当然所得割分が増額となりますのですが、極端に収入がある方につきましては、国保税におきましては保険税の限度額が決められています。これにより、既に限度額を超えている方については負担の増加はありません。

委員 所得割の税率を、所得税の様に累進制にすることはできないのでしょうか。

事務局 制度上できません。

委員 応益割で軽減をした分は、一般会計から繰入をして良いというルールなのですね。

事務局 その通りです。

委員 そうしますと、応益割を増加する方が、被保険者の皆さんが実際支払う保険税の総額は済むということですね。

事務局 その通りです。しかし、軽減制度はあるものの、7割軽減世帯においても3割分の負担が増加しますので、所得の少ない世帯にとってどのくらい影響があるのかを考えますと、全てを平等割で増加するのもどうかと考えます。その辺りは、今後の検討課題であります。

会長 今回の諮問につきましては、資産割の方向性についてこうしたいということで、詳細な数字は2022年度までの間に検討し、協議会へ説明をしていただきながら進めていただくということで

す。

それでは、諮問書にありますとおり、2022年度までに資産割を廃止するという案に賛成の委員の挙手をお願いします。

<挙手全員>

会 長 本日出席の委員の全員の挙手がありましたので、この方法で進めていただきたいと思います。

ここで暫時休憩とします。

<休憩>

会 長 会議事項を再開します。事務局から答申書（案）の配布がありました。事務局から朗読をお願いします。

事務局 <答申書（案）を朗読>

会 長 答申書（案）にご意見等ございましたらお願いします。

<質疑なし>

会 長 只今の答申書（案）の内容でよろしいでしょうか。

<異議なし>

会 長 それでは、市長への答申について事務局からお願いします。

事務局 市長へは国保運営協議会を代表しまして、会長に今月末を目途に答申をしていただきたいと思います。

会 長 協議会を代表して私が市長へ答申するとの話でしたが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

会 長 それでは、その様に進めさせていただきます。

<会議事項終了>

5. 閉会

午後3時15分

健康福祉部長 <閉会あいさつ>